

中小企業に 知財は関係ない と思いませんか？

1つでも『?』があれば、ぜひご相談ください!

知的財産のチェックリスト

新製品を開発

- ☐ 新規性は確保されていますか?
- ☐ 他社権利の有無(先行技術調査)は確認しましたか?
- ☐ 社内の営業秘密や管理体制はできていますか?
- ☐ 職務発明規定の整備はできていますか?
- ☐ オープン(権利化)・クローズ(ノウハウとして秘匿)戦略の検討はできていますか?

新商品を販売

- ☐ ネーミング・ロゴマークの他社の権利(侵害)を確認しましたか?
- ☐ キャラクター、デザイン等の著作権に関して問題ないですか?
- ☐ 商標権を取らない時のリスクは検討しましたか?
- ☐ デザインの保護はしなくても大丈夫ですか?
- ☐ ブランド戦略の検討はしなくても良いですか?

新製品開発したけど どうやって守る?

特許権や意匠権が取れるかもしれませんが。
先行調査をしてみましょう。
公知になると権利化できなくなる場合があるので、出願するまでは秘密にしておいてください。



ブランドやネーミング 使用は問題ない?

使う前には、必ず商標調査をしましょう。
うっかり他人の商標権を侵害すると、差止請求や損害賠償請求されることがあります。
ずっと使い続けたい商標でしたら、商標登録をしましょう



相手方から提示された契約書 そのままサインして大丈夫?

素晴らしい発明をしても契約(秘密保持契約、共同開発契約、ライセンス契約)で失敗すると、全く儲からないこともあります。
弁理士や弁護士^①の無料相談で、プロのアドバイスを受けてから対応することをお勧めします。



経営の視点に立って、
中小企業の知財活動を支援します!

相談無料

秘密厳守

ワンストップ



詳しくはこちら

INPIT 島根県知財総合支援窓口

(しまね知的財産総合支援センター)

まずは
お電話ください!!

TEL 0852-60-5145

FAX:0852-60-5148 E-mail:chizai@joho-shimane.or.jp



相談申込

リサイクル適性^②
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

FAX

0852-60-5148

[illegible]

(ご開示頂いた個人情報、当窓口における相談業務のほか、事業紹介やアンケート調査、国等の各種調査など、当窓口の活動の範囲以外で使用することはありません。)